

伊豆の国市地域公共交通会議の目的と進め方について

1 目的

地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づく会議で、同法施行規則第9条の2で、「地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議」と規定されています。

本市の地域公共交通会議は、地域における様々な需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの必要な事項を協議します。

2 協議内容

主な協議内容は次のとおりです。

(1) 乗合旅客運送に関する事項

市要綱第2条第1号の「乗合旅客運送」とは、バス事業者が主体的に運行している「乗合バス」のことです。地域公共交通会議は事業者による乗合バスに関して決定する権限はありませんが、運賃等について地域住民や関係者の合意が必要な場合がありますので、これらの事項について協議します。

(2) 市自主運行バス及び有償運送に関する事項

市要綱第2項第2号の「自主運行バス」とは、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市がバス事業者に運行費用を補助している路線バスです。この自主運行バスの開始や退出、変更、運賃等について協議します。また、自主運行バス以外の有償運送に関する事項についても協議します。

(3) その他の公共交通に関する事項

市が実施するその他の公共交通施策について、市長が必要と認める事項に関して協議します。

3 構成員

(1) 本会議は、交通事業者、市民及び利用者、警察関係者、交通行政関係者（国、県、市）、その他市長が認める者で構成しています。

(2) 委員の任期は、平成31年3月31日までです。

(3) 各構成員の主な役割の例は、次のとおりです。

ア 一般旅客自動車運送業者

- ・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画

イ 市民及び利用者

- ・地域住民、利用者ニーズの代弁者
- ・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行企画策定への参画

- ・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として
参画
- ウ 事業者団体
 - ・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
- エ 運転手組織団体
 - ・運転手を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案
 - ・労働条件及び労働環境からの意見・提言
- オ 警察
 - ・交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助
言
- カ 国土交通省運輸支局
 - ・先進事例等、各地での取り組みの情報提供
 - ・地域の公共交通のあり方に関する指導
 - ・道路運送法等の所管法令の解釈・運用
- キ 県
 - ・広域的な視点からの指導・助言
 - ・複数市町村の取り組みに対する調整
- ク 市
 - ・地域住民の移動手段確保に対する責任者
 - ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握

4 その他会議資料

- (1) 平成 27・28 年度の開催結果は、「伊豆の国市地域公共交通会議開催状況」を参照してください。
- (2) 本会議の開催結果は、市ホームページで公表しています。過去の協議内容や市の公共交通に対する取組などがご確認できます。
- (3) 市は、平成 26 年 12 月に策定した「伊豆の国市地域公共交通基本計画」を基本的な方針として、地域の公共交通に関する課題や事業推進を図ります。

5 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| ・平成 29 年 7 月 26 日 | <u>第 1 回伊豆の国市地域公共交通会議開催</u> |
| ・平成 29 年 8 月 23 日 | 静岡県生活交通確保対策協議会幹事会開催 |
| ・平成 29 年 9 月末 | 次年度退出意向の申出の提出 |
| ・平成 29 年 11 月上旬 | 静岡県生活交通確保対策協議会幹事会開催 |
| ・平成 30 年 1 月 | <u>第 2 回伊豆の国市地域公共交通会議開催</u> |
| ・平成 30 年 2 月 | 静岡県生活交通確保対策協議会開催 |

伊豆の国市地域公共交通会議の平成 27～28 年度開催状況（平成 23～26 年度は省略：市 HP 掲載）

【平成 27 年度】

開催日	議題	概要	協議結果等
平成 27 年 7 月 28 日 (平成 27 年度第 1 回)	伊豆の国市地域公共交通会議の目的と進め方について	当会議の目的、協議内容、構成員とその役割、平成 27 年度の開催スケジュール、平成 26 年度中の開催結果について説明。 平成 26 年 12 月に策定された伊豆の国市地域公共交通基本計画について、行政と交通事業者の役割分担と事業分担を説明。	・特になし
	立花台・星和地区予約型乗合タクシーの状況について	立花台・星和地区の予約型乗合タクシー実証運行を 6 か月間開始した。 ・立花台・星和地区と駿豆線伊豆長岡駅を 1 日往復 4 便運行。 ・現在運行中の実証運行利用状況を説明。 ・利用者の運行に対する要望等を紹介。	＊現在の予約型乗合タクシー実証運行は、地域のヒアリングやアンケート調査などをもとに運行を開始したが、実際に地域を走り、利用してみると想定していた運行とズレが生じた。 ＊地域が望む運行に少しでも近づけるためにも運行時間の変更を考えている。 ＊地域のアンケート調査や乗車実績などをもとに軽微な変更として対応させてもらう。→異議なし ＊事務局側で方向性を決めて進め、後日委員に運行内容を通知する。 →(書面協議)運行時間の変更を実施
	観光周遊型葦山反射炉循環バスについて	道路運送法第 4 条の一般乗合旅客運送法に基づき、観光周遊型葦山反射炉循環バスの運行を実施することを説明。 ・運行経路(伊豆長岡駅発－葦山反射炉－蛭ヶ島公園－江川邸－葦山いちご狩りセンター－北条の里－伊豆長岡駅着) ・運行日及び便数は、土日祝日・冬休み・春休み・夏休み期間の 1 日 6 便運行。 ・乗車料金は、小学生以上 1 乗車 100 円のワンコインを設定する	＊伊豆の国市は、歴史の里であることを知ってもらいたい。 ＊車内は、バス利用を楽しませる空間づくりが必要である。 ＊観光と一体となって PR をし、知ってもらう努力が必要である。 ＊フリー切符や他の入場券とセット割する仕組みも相乗効果につながる。・・・券販売所を確保したい。 ＊熱海市の湯～悠バスは、好評である。 ＊運行日程は、事前に決めて周知を図る。 →承認された。
平成 28 年 1 月 28 日 (平成 27 年度第 2 回)	立花台・星和地区の予約型乗合タクシーの運行について	道路運送法第 4 条の一般乗合旅客運送法に基づき、立花台・星和地区の予約型乗合タクシーの運行を実施することを説明。 ・立花台・星和地区(区域)と駿豆線伊豆長岡駅の間を結ぶ予約型乗合タクシーの本格運行を実施する。 ・1 日 6 便(3 往復)、日曜日運休、停留所 13 か所設置 ・1 乗車 400 円、乗合割引制度有(2 人以上の乗合い 100 円引き) 小人 200 円、障がい者 200 円	＊運行稼働率が下がっても市の運行経費負担率を達成すれば良いのではないか。評価のウエイトが高い印象を受けた。 ＊本格運行後も地域に合った運行を心掛けてもらいたい。 ＊運行業者にインセンティブを与えて契約する自治体もある。 ＊料金設定については利用者離れを招く場合があるため、地域との合意形成が必要である。 →承認された。
	平成 28 年度伊豆の国市自主運行バスの運行について	県生活交通確保対策協議会へ平成 28 年度の運行申し出を行った路線について、対応方針の検討や調整を行い、その結果を報告する。 ・亀石峠線～大仁駅・修善寺線の運行日の変更(365 日→通勤、通勤→一部通学) ・葦山循環線の富士美幼稚園通園時間帯の路線廃止 ・千代田団地～葦山駅線の朝 2 便(往路)の減便 ・立花台星和地区～伊豆長岡駅の予約型乗合タクシー運行	＊児童生徒が学校に行くためのバスは、確保してもらいたい。 ＊日曜日に利用する方は少ないため、日曜運休は仕方がない。 ＊バスを小型化にしても運行経費は変わらない。 →承認された。

【平成 28 年度】

開催日	議題	概要	協議結果等
平成 29 年 2 月 2 日 (平成 28 年度第 1 回)	伊豆の国市地域公共交通会議の目的と進め方について	<p>当会議の目的、協議内容、構成員とその役割、平成 26・27 年度中の開催結果について説明。</p> <p>伊豆の国市地域公共交通基本計画について、行政と交通事業者の役割分担と事業分担を説明。</p>	<p>・特になし</p>
	観光周遊型韮山反射炉循環バスの乗車運賃の変更について	<p>乗車運賃を下記内容で変更することについて説明。</p> <p>(現行) 小学生以上 1 乗車 100 円</p> <p>(変更案) 1 日乗り放題 300 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 10 月 1 日から料金改定実施 ・乗り放題券の特典付加を実施 ・乗車料金は、値上げになるが購入した方がお得になるような特典等を付加し、市内の周遊を促す事業展開を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> * 乗車券を持って 1 日周遊できる仕組みや街中を散策できる券にしてもらいたい。 * 韮山反射炉以外にも歴史価値が高い史跡への PR が必要である。 * 今後は、伊豆市開催のオリンピック・パラリンピックを考慮してもらいたい。 * 文化や言葉、文字が異なる外国人が活用できるような運行を目指してもらいたい。 * 市の負担が利用者負担の 3 倍になっている。市にとって大きな負担にしてはならない。 <p>→承認された。</p>
	平成 29 年度伊豆の国市自主運行バスの運行について	<p>県生活交通確保対策協議会へ平成 29 年度の運行申し出を行った路線について、対応方針の検討や調整を行い、その結果を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韮山循環線は、昼間の運行便数を 2 便増便して運行を継続(計 6 便) ・ 亀石峠線～大仁駅・修善寺線は、一部経路を田京駅経由に延長して運行を継続する。それに伴い、運賃体系の改正、停留所設置をする。 ・ 千代田団地～韮山駅線は、乗車運賃体系を見直して、利用者負担率を上げるとともに、収支の改善を図る。 ・ 立花台星和地区～伊豆長岡駅の予約型乗合タクシー運行を継続 	<ul style="list-style-type: none"> * 韮山循環線の昼間の便が増便されて大変有り難い。地域にバスを利用してもらうように周知する。 * 亀石峠～大仁駅・修善寺線は、田京駅を経由することで以前より利便性が向上する。昼間の本数が増えると山間地域の住民も安心して住むことができる。 * 立花台星和地区～伊豆長岡駅線は、今後も地域と協力して利用促進を図る。 <p>→次年度運行する韮山循環線、亀石峠～大仁駅前・修善寺駅線、立花台星和地区～伊豆長岡駅線について承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 千代田団地～韮山駅線は、地域の自主努力で利用者が少しずつ増えはじめている。運賃値上げはとどまってもらいたい。 * 他市町でも自分たちが利用したいバス路線にするため、運行時刻などを変更する協議をしている。 * 子供からお年寄りまで住民自らが地域の問題として考え、地域全体でバス路線を維持することが大切である。 * 自主運行バスは、税金を投入している路線であるため、市全体の観点として、公平の立場で考える必要がある。 <p>→千代田団地～韮山駅線は、半年間の利用状況をみて再度協議する。</p> <p>→4 月 1 日からは現行の運行時刻及び便数で継続する。</p>

伊豆の国市地域公共交通会議設置要綱（平成23年伊豆の国市告示第76号）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、伊豆の国市地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 公共交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関し協議すること。
- (2) 市自主運行バス及び有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関し協議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の公共交通に関し市長が必要と認める事項に関し協議すること。

（組織）

第3条 公共交通会議は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 市民及び利用者の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 大仁警察署長又はその指名する者
- (7) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 静岡県の関係行政機関の職員
- (9) 市職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、公共交通会議の運営上市長が必要と認める者

3 前項各号（第1号を除く。）に掲げる委員は、市長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 公共交通会議に会長を置く。

- 2 会長は、市長が務め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、公共交通会議の会務を総理し、公共交通会議を代表する。
- 4 会長に事故ある場合には、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 公共交通会議は、会長が招集する。

- 2 公共交通会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 公共交通会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 公共交通会議は、原則として公開とする。
- 5 公共交通会議は、必要があると認めるときは、公共交通会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 公共交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務)

第8条 公共交通会議の事務は、公共交通施策担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公共交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が公共交通会議に諮り定める。

附 則 (平成23年5月31日告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年7月29日告示第101号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年5月23日告示第89号)

この告示は、公示の日から施行する。

申し出路線の現況

2017伊箱バス官10号
平成29年 5月 15日

静岡県生活交通確保対策協議会長 様

伊豆箱根バス株式会社
代表取締役 新宅 広樹

平成 29 年度の（乗合バス路線・市町自主運行バス路線）の運行について、（退出意向・単独継続困難）を申し出たので、下記のとおり申し出路線の状況について情報を開示します。

記

1 申し出路線の概要

事業者又は市町コード	申し出番号	系統名 (路線名)	起 点	年度	運行の状況			収支の状況			備考
			経過地		実車走行 キロ(km)	運行 日数 (日)	乗車人員 (人)	経常費用 (円)	経常収益 (円)	経常欠損額 (円)	
			終 点								
102	1	三島駅北口～ 長岡温泉線	三島駅北口	26年度	74,928.0	336	5,262	23,295,115	3,283,437	20,011,678	
			加茂中央	27年度	76,935.0	366	5,902	23,331,308	3,719,552	19,611,756	
			温泉駅	28年度	64,224.0	365	6,453	19,978,159	3,163,649	16,814,510	
102	2	三島駅北口～ 長岡温泉線	三島駅北口	26年度							
			加茂中央・江間いちご狩りセンター	27年度	4,683.0	35	359	1,420,166	226,289	1,193,877	
			温泉駅	28年度	16,725.0	125	1,635	5,202,645	954,334	4,248,311	
				年度							
				年度							
				年度							
				年度							
				年度							
				年度							
				年度							
				年度							
				年度							

※記入年度は、申し出に係る年度の前3年間とすること。
 ※経常費用は各系統の実車走行キロ×実車走行キロ当たり経常費用で計算された数値とし、小数点以下を四捨五入し、円単位まで記入すること。
 ※実車走行キロ当たり経常費用については、積算根拠等が明らかになる資料を添付すること

2 利用促進及び収支改善の実施状況

	利用促進策	収支改善策
26年度	リーフレットを作成し、沿線自治会に回覧した他、長岡温泉の各旅館や病院等へも掲出をお願いし、利用促進に努めた。 ラッピングした専用バスで運行することにより、周知を図った。	有償・無償に係わらず事故の削減強化。 アイドリングストップの強化。 燃料の仕入れ方法や、車両清掃の方法を変更し、経費削減に努めた。
27年度	乗降可能停留所を増やすことにより、利便性の向上を図った。 いちご狩りシーズンに合わせ、江間いちご狩りセンターを経由する便を季節運行することにより、新たな需要の掘り起しを図った。 首都圏の高速バス等のPR冊子に、時刻表等の掲載を行った。 ラッピングした専用バスで運行することにより、周知を図った。 継続的に沿線各施設へのリーフレットの掲出をお願いし、周知を図った。	有償・無償に係わらず事故の削減強化。 アイドリングストップの強化。 燃料の仕入れ方法や、車両清掃の方法を変更し、経費削減に努めた。
28年度	首都圏の観光案内所等へもリーフレットの掲出を実施した。 首都圏の高速バス等のPR冊子に、時刻表等の掲載を行った。 ラッピングした専用バスで運行することにより、周知を図った。 継続的に沿線各施設へのリーフレットの掲出をお願いし、周知を図った。	有償・無償に係わらず事故の削減強化。 アイドリングストップの強化。

※記入年度は、申し出に係る年度の前3年間とすること。

退出申出路線について

三島駅北口～温泉駅線

■退出の申出に至った経緯

当該路線は、新幹線三島駅【三島駅北口】を利用し、伊豆長岡温泉・順天堂大学病院へ向かうお客さまの、アクセス性の向上を図るため、伊豆縦貫道の開通に伴い、当地への速達性・定時性の確保が可能になったことを契機に、路線運行を開始したが、運行経費に見合う利用が見られないため、退出の申し出に至った。

■運行状況

(1)運行回数(往復)

※H29.4.22～

	年間(下記を除く)	5回	4回
①三島駅北口～温泉駅	1/1～5/5	2回	1回
②三島駅北口～温泉駅 江間いちご狩りセンター経由	1/1～5/5	3回	3回

※②については、いちご狩りシーズンのみの季節運行

(2)利用人員

1日あたり平均 約22名の利用

(3)収支の状況

年度	利用人数(人)	運行経費	経常収益	欠損額
26年度	5,262	23,295千円	3,283千円	20,012千円
27年度	6,261	24,751千円	3,946千円	20,805千円
28年度	8,088	24,549千円	4,118千円	20,431千円

※28年度については見込み額

■今後について

当該路線は、遠隔地からの利用者が主体であり、観光路線の意味合いが強い上、三島駅から伊豆箱根鉄道駿豆線及び当社バス路線の乗り継ぎにより、当該エリアへの代替交通が確保されており、また、沿線住民の移動手段たる生活交通路線については、従来の運行を継続し、かつ廃止する停留所も無いことから、路線の廃止後も一定の利便は確保されるものと判断し、当該路線は廃止とする。

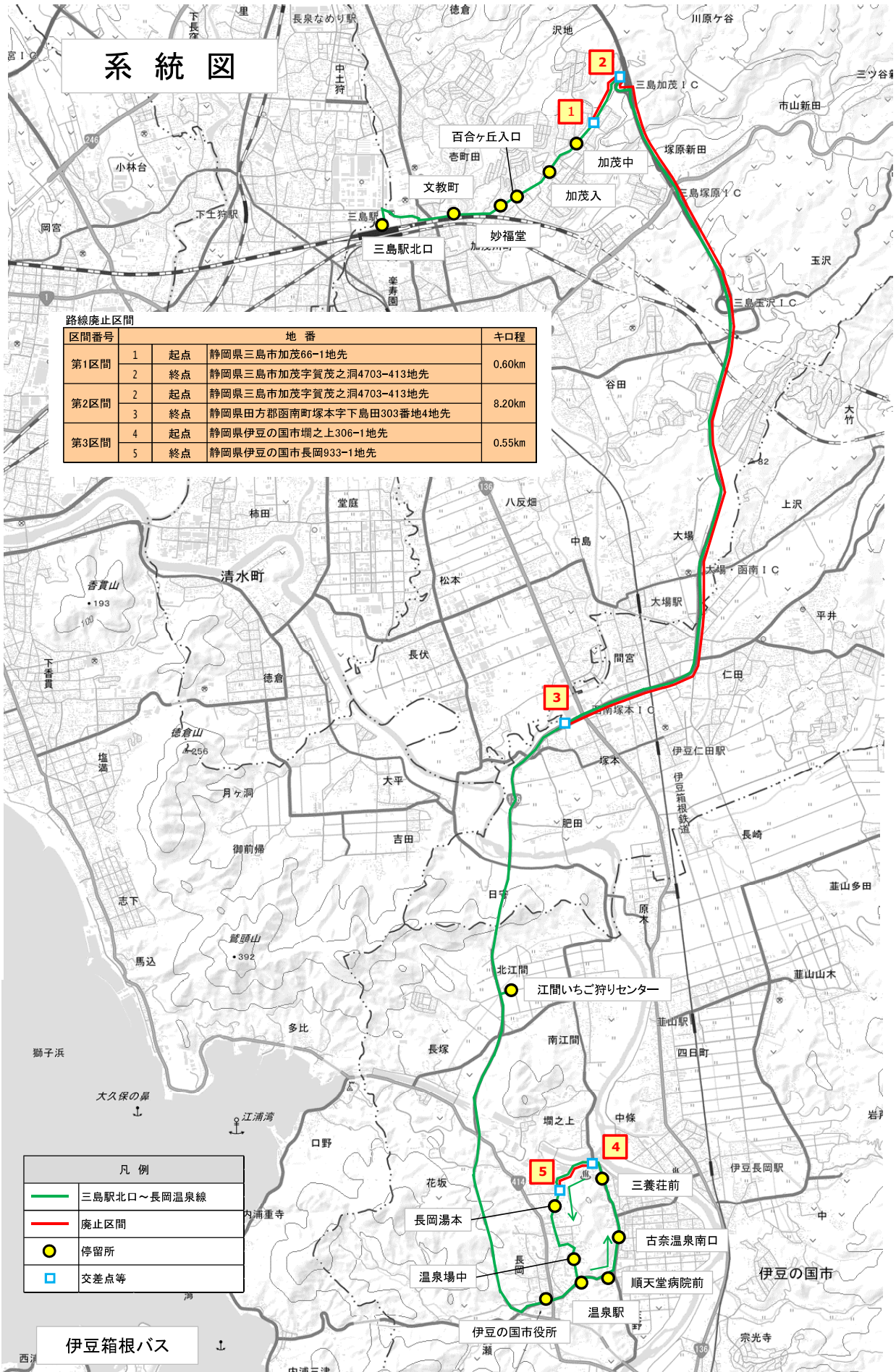
系統図

路線廃止区間

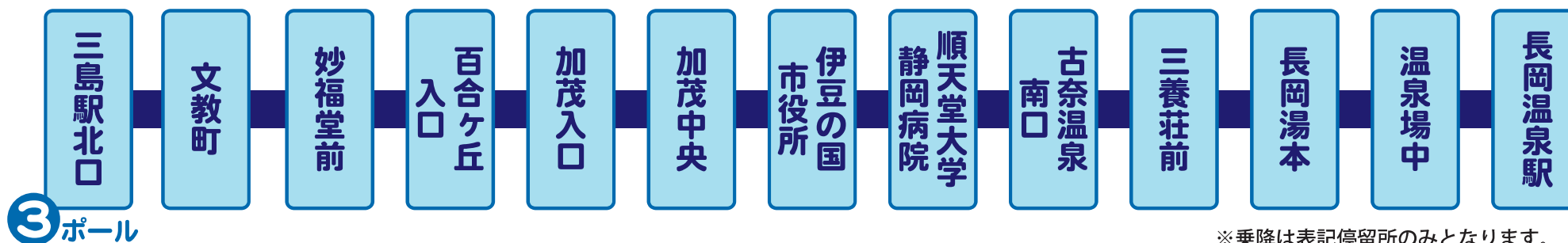
区間番号	地番	キロ程
第1区間	1 起点 静岡県三島市加茂66-1地先	0.60km
	2 終点 静岡県三島市加茂字賀茂之洞4703-413地先	
第2区間	2 起点 静岡県三島市加茂字賀茂之洞4703-413地先	8.20km
	3 終点 静岡県田方郡函南町塚本字下島田303番地4地先	
第3区間	4 起点 静岡県伊豆の国市堀之上306-1地先	0.55km
	5 終点 静岡県伊豆の国市長岡933-1地先	

凡例	
	三島駅北口～長岡温泉線
	廃止区間
	停留所
	交差点等

伊豆箱根バス



【三島駅北口～伊豆長岡温泉】特急バス



三島駅北口～順天堂大学静岡病院・長岡温泉駅線

バス停	三島駅北口	文教町	妙福堂前	百合ヶ丘入口	加茂入口	加茂中央	伊豆縦貫道 着席願います シートベルト	バス停	伊豆の国市役所	順天堂大学静岡病院	古奈温泉南口	三養荘前	長岡湯本	温泉場中	長岡温泉駅
乗車地	7:10	7:11	7:14	7:15	7:16	7:17	→	降車地	7:37	7:39	7:41	7:43	7:46	7:47	7:52
	9:10	9:11	9:14	9:15	9:16	9:17			9:37	9:39	9:41	9:43	9:46	9:47	9:52
	11:10	11:11	11:14	11:15	11:16	11:17			11:37	11:39	11:41	11:43	11:46	11:47	11:52
	14:10	14:11	14:14	14:15	14:16	14:17			14:37	14:39	14:41	14:43	14:46	14:47	14:52

バス停	長岡温泉駅	順天堂大学静岡病院	古奈温泉南口	三養荘前	長岡湯本	温泉場中	伊豆の国市役所	伊豆縦貫道 着席願います シートベルト	バス停	加茂中央	加茂入口	百合ヶ丘入口	妙福堂前	文教町	三島駅北口
乗車地	8:10	8:11	8:12	8:13	8:15	8:16	8:18	→	降車地	8:40	8:41	8:42	8:43	8:45	8:52
	10:10	10:11	10:12	10:13	10:15	10:16	10:18			10:40	10:41	10:42	10:43	10:45	10:52
	12:10	12:11	12:12	12:13	12:15	12:16	12:18			12:40	12:41	12:42	12:43	12:45	12:52
	15:10	15:11	15:12	15:13	15:15	15:16	15:18			15:40	15:41	15:42	15:43	15:45	15:52

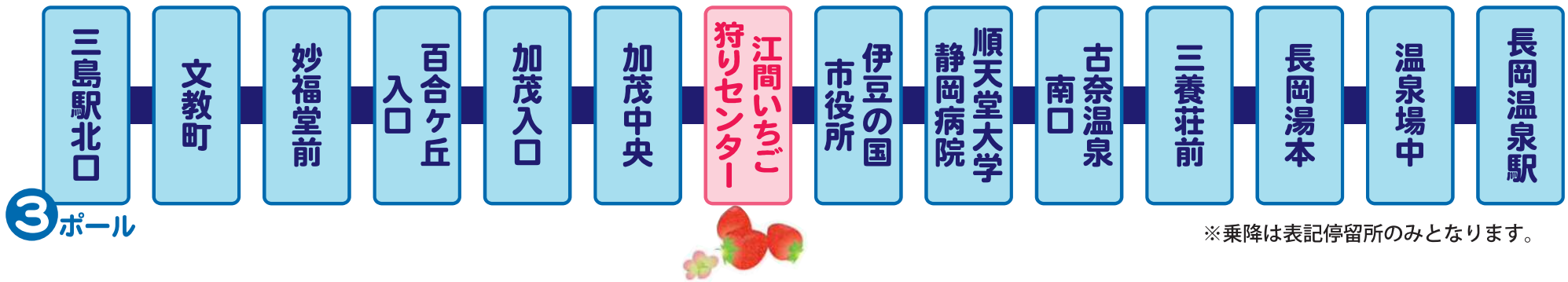
時刻表

ご案内

- ★運賃はお降りの際、運賃箱にお入れください。(ICカードはご利用いただけません)
- ★車内での一万円・五千円の両替は出来かねますので、事前に小銭のご用意をお願いいたします。
- ★道路事情・気象状況などにより運行に支障があると判断した場合はやむを得ず運休することがございます。
- ★発・着時刻は予定時刻です。休日・行楽シーズンなどは、交通渋滞によりバスが遅れる場合がございます。お乗換時間には十分ゆとりをおとりください。

- お問合せ先 - **伊豆箱根バス株式会社 三島営業所** TEL: 055-977-3874 (年中無休 8:00～18:30)

【三島駅北口～伊豆長岡温泉】特急バス



【1月1日～5月5日まで】

バス停	三島駅北口	文教町	妙福堂前	百合ヶ丘入口	加茂入口	加茂中央	伊豆縦貫道 着利用います シートベルト 着利用います	バス停	江間いちご狩りセンター	伊豆の国市役所	順天堂大学静岡病院	古奈温泉南口	三養荘前	長岡湯本	温泉場中	長岡温泉駅
乗車地	※ 7:10	7:11	7:14	7:15	7:16	7:17	→	⇒	7:37	7:39	7:41	7:43	7:46	7:47	7:52	
	9:10	9:11	9:14	9:15	9:16	9:17		9:34	9:41	9:43	9:45	9:47	9:50	9:51	9:56	
	11:10	11:11	11:14	11:15	11:16	11:17		11:34	11:41	11:43	11:45	11:47	11:50	11:51	11:56	
	14:10	14:11	14:14	14:15	14:16	14:17		14:34	14:41	14:43	14:45	14:47	14:50	14:51	14:56	

※印… 1/1～1/3の間運休

バス停	長岡温泉駅	順天堂大学静岡病院	古奈温泉南口	三養荘前	長岡湯本	温泉場中	伊豆の国市役所	江間いちご狩りセンター	伊豆縦貫道 着利用います シートベルト 着利用います	バス停	加茂中央	加茂入口	百合ヶ丘入口	妙福堂前	文教町	三島駅北口
乗車地	※ 8:10	8:11	8:12	8:13	8:15	8:16	8:18	⇒	→	降車地	8:40	8:41	8:42	8:43	8:45	8:52
	10:10	10:11	10:12	10:13	10:15	10:16	10:18	10:25			10:44	10:45	10:46	10:47	10:49	10:56
	12:10	12:11	12:12	12:13	12:15	12:16	12:18	12:25			12:44	12:45	12:46	12:47	12:49	12:56
	15:10	15:11	15:12	15:13	15:15	15:16	15:18	15:25			15:44	15:45	15:46	15:47	15:49	15:56

※印… 1/1～1/3の間運休

時刻表

ご案内

- ★運賃はお降りの際、運賃箱にお入れください。(ICカードはご利用いただけません)
- ★車内での一万円・五千円の両替は出来かねますので、事前に小銭のご用意をお願いいたします。
- ★道路事情・気象状況などにより運行に支障があると判断した場合はやむを得ず運休することがございます。
- ★発・着時刻は予定時刻です。休日・行楽シーズンなどは、交通渋滞によりバスが遅れる場合がございます。お乗換時間には十分ゆとりをおとりください。

- お問合せ先 - **伊豆箱根バス株式会社 三島営業所** TEL: 055-977-3874 年中無休 (8:00～18:30)